○総務省令第二十一号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行に伴い、及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百一号）第一条の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

総務大臣　山本　早苗

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和三十七年自治省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　義務教育学校　最短の距離にある義務教育学校の本校をいう。

第二条第二項第三号中「前二号」を「第一号及び第二号」に、「別表第一の上欄の三及び四」を「別表第一の上欄の三又は四」に、「同表の上欄の三及び四」を「同表の上欄の三、三の二及び四」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号の算定において、別表第一の上欄の二又は三に掲げる要素に係る距離を用いた場合においては同表の上欄の三の二に掲げる要素に係る距離を用いないこととし、同表の上欄の三の二に掲げる要素に係る距離を用いた場合においては同表の上欄の二、三及び四の二に掲げる要素に係る距離は用いないこととする。

別表第一中

「三　中学校までの最短の距離	交通機関のない部分　○・三三 交通機関のある部分　○・六七
三の二　義務教育学校までの最短の距離	交通機関のない部分　○・一一 交通機関のある部分　○・二二」

を

「三　中学校までの最短の距離	交通機関のない部分　○・三三 交通機関のある部分　○・六七
三の二　義務教育学校までの最短の距離	交通機関のない部分　○・一一 交通機関のある部分　○・二二」

に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○財務省・経済産業省令第一号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第十一条の規定に基づき、承継法人が分割により承継した兼業者たる法人の権利の登記等の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

財務大臣　麻生　太郎

経済産業大臣　林　幹雄

承継法人が分割により承継した兼業者たる法人の権利の登記等の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第十一条の規定の適用を受けようとする者は、その登記又は登録の申請書に、当該登記又は登録が同条の規定に該当するものであることについての経済産業大臣の証明書で、当該登記又は登録に係る権利の承継をした者が同条に規定する承継法人であること、当該権利の承継が同条に規定する兼業者たる法人の分割によるものであること及びその者が当該分割により当該兼業者たる法人の権利の承継をした日の記載があるものを添付しなければならない。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

農林水産大臣　森山　裕

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤であってアルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）の項を次のように改める。

エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤であってアルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり7.5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
	豚	1日量として体重1kg当たり7.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前12日間

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年三月十八日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―三六

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「知的財産戦略推進事務局長」及び「、地域活性化総括官」を削り、「内閣府審議官」を「地方創生推進事務局長　知的財産戦略推進事務局長」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

○原子力規制委員会規則第三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条第一項及び第五十九条の二第一項の規定に基づき、特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する規則

（特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則の一部改正）

第一条　特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則（平成十二年総理府令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中第一号イ中「プルトニウム」の下に「（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）」を加え、同表第二号中「吸収線量率」を「当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）」に改め、「以下のもの」の下に「（第十一号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第三号中「第十号」の下に「及び第十一号」を加え、同表第五号中「以下のもの」の下に「（第十一号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第六号及び第七号中「第十号」の下に「及び第十一号」を加え、同表第九号中「及び」を「並びに」に改め、「第十号」の下に「及び第十一号」を加え、同表第十一号